

甲州市お試し移住事業実施要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 28 日

甲州市長

## 甲州市お試し移住事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、甲州市（以下「本市」という。）に移住（市外に住所を有する者が本市に転入（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。以下同じ。）を検討する者に対し、本市における生活を体験する機会を提供することにより、本市の魅力と地域特性の理解促進を図ることを目的として定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し移住事業 本市に移住を検討する者に対し、市民と同様な生活環境を提供することにより、本市における日常的な生活を体験させる事業をいう。
- (2) お試し住宅 お試し移住事業を実施するにあたり本市が提供する滞在施設及びその附帯施設をいう。

### (お試し住宅)

第 3 条 前条第 1 項第 2 号に定めるお試し住宅は次のとおりとする。

名称	所在地	備考	最大利用者数
勝沼お試し住宅	甲州市勝沼町勝沼 2950 番地	木造 2 階建て住宅	8 名まで
松里お試し住宅	甲州市塩山藤木 14 番地 2	松里定住促進住宅 2 号棟 3 0 1 号室	6 名まで

### (参加資格)

第 4 条 お試し移住事業に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外に住民登録を有し本市に移住を検討する者
- (2) お試し移住事業において知り得た本市の魅力や感想等について市が情報発信することに同意する者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員という。）でない者
- (4) 第 9 条に掲げる参加者の遵守事項を履行できる者

### (参加申請)

第 5 条 お試し移住事業に参加しようとする者の代表者（以下「申請者」という。）は、甲州市お試し移住事業参加申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（第 2 号様式。ただし、申請者が未成年者である場合は保護者の同意書及び本人確認書類を必要とする。）

- (2) 申請者の本人確認ができる書類の写し（官公署発行の顔写真つき書類）
- (3) 甲州市滞在計画書（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（参加決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、お試し移住事業の参加を認めるときは、甲州市お試し移住事業参加決定書（第4号様式）を交付するものとする。

2 市長は、お試し移住事業に参加を希望する者がその募集の数を超えるときは、次に定める優先順位により参加者を決定するものとする。

- (1) 過去に参加したことがない者
- (2) 同行者が多数である者
- (3) 前回の参加からの経過期間が長い者
- (4) 前3号の優先順位によりがたいときは、抽選とする

（参加期間及び回数の制限）

第7条 お試し移住事業への参加期間は1度の参加について3日以上7日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは当該期間を短縮又は延長することができる。

2 お試し移住事業への参加回数は、各参加者に対し毎年4月1日から翌年3月31日の間において4回までとし、前回の参加期間の最終日から1月以上経過しなければ次回に参加することができないものとする。

（費用負担）

第8条 お試し移住事業への参加に係る費用負担は、別表のとおりとする。

（参加者の遵守事項）

第9条 参加者は、お試し移住事業の参加に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し住宅の利用について善良な管理者の注意をもって行うこと。
- (2) お試し住宅の施設設備及び備品等を毀損又は紛失等した場合は速やかに報告すること。
- (3) 事業参加中は市民としての生活を意識し、地域のルールを守ること。
- (4) お試し住宅の利用終了時は室内を清掃し、次の利用者が使用できる環境を整えること。
- (5) その他事業参加に関し市長が必要と認める事項を遵守すること。

（行為の制限）

第10条 参加者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第8号に掲げる行為に該当する場合であって身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を飼育するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 体験者以外の者を参加させること。
- (2) お試し住宅を、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。

- (3) お試し住宅を興行の用に供するために利用すること。
- (4) お試し住宅で展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) お試し住宅を宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。
- (6) お試し移住事業参加中において周辺の住民及び市民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、権利譲渡すること。
- (8) お試し住宅において犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (9) その他お試し移住事業の参加者としてふさわしくない行為をすること。

(参加の終了)

第11条 参加者は、お試し移住事業への参加を終了するときは、甲州市お試し移住事業参加報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 参加者は、前項の報告書の提出に併せ、お試し住宅の鍵を市長に返却するものとする。

(同行及び立入り)

第12条 市長は、お試し移住事業の安全確保その他事業の管理上特に必要があると認めるときは、参加者の承諾を得て、事業への同行及びお試し住宅への立入りができるものとする。

(損害賠償)

第13条 参加者は、お試し移住事業の参加において、故意又は過失により第三者及びお試し住宅に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 参加者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 お試し移住事業の参加において発生した事故については、お試し住宅において当該住宅が当然に有すべき安全性を欠いていることに起因して発生した事故を除き、本市はその一切の責任を負わないものとする。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

お試し移住事業に係る費用負担区分表	
区 分	内 容
無 料	お試し住宅内における次の経費 (施設利用料・光熱水費・テレビ視聴料・インターネット使用料等)
自己負担	上記以外の経費（お試し移住事業参加申し込みに係る経費、移動経費、食費、遊興費、寝具リース料等）

第1号様式（第5条関係）

甲州市お試し移住事業住参加申請書

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者（代表者） 住所  
 氏名 ㊟  
 電話 — — (自宅)  
 — — (携帯)

次のとおり 甲州市お試し移事業に参加したいので、必要な書類を添えて申請します。  
 なお、参加条件については、甲州市の指示に従います。

参加期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※参加期間は7日以内とする。				
利用希望 お試し住宅	<input type="checkbox"/> 勝沼お試し住宅（戸建て住宅／甲州市勝沼町／定員6人）				希望するお 試し住宅に <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 松里お試し住宅（集合住宅／甲州市塩山藤木／定員4名）				
参 加 者	氏 名	年 齢	続 柄	過去参加 の有無	備考 (特記事項があれば記入)
	(申請者)			<input type="checkbox"/> 有 ( 回目) <input type="checkbox"/> 無	
				<input type="checkbox"/> 有 ( 回目) <input type="checkbox"/> 無	
				<input type="checkbox"/> 有 ( 回目) <input type="checkbox"/> 無	
				<input type="checkbox"/> 有 ( 回目) <input type="checkbox"/> 無	
				<input type="checkbox"/> 有 ( 回目) <input type="checkbox"/> 無	
				<input type="checkbox"/> 有 ( 回目) <input type="checkbox"/> 無	

- 添付書類 (1) 誓約書  
 (2) 申請者の本人確認ができる書類の写し（運転免許証、パスポート等）  
 (3) 滞在プラン

## 誓約書

（宛先）甲州市長

私は、甲州市お試し移住事業に参加するにあたって当該事業の趣旨を理解し、甲州市お試し移住事業実施要綱第9条及び第10条の規定並びにその他甲州市の指示事項を遵守いたします。

また、同行者にも上記事項の遵守指導を徹底します。

年 月 日

氏 名 印

申請者が未成年の場合

上記\_\_\_\_\_が申請及び誓約することに同意いたします。

住 所  
保護者 氏 名 印  
連絡先

※保護者の同意にあたっては、同意する保護者の本人確認書類を添付してください。

※「甲州市お試し移住事業実施要綱第9条及び第10条」は裏面に記載されています。

(裏面)

## 甲州市お試し移住事業実施要領(抄)

### (参加者の遵守事項)

第9条 参加者は、お試し移住事業の参加に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し住宅の利用について善良な管理者の注意をもって行うこと。
- (2) お試し住宅の施設設備及び備品等を毀損又は紛失等した場合は速やかに報告すること。
- (3) 事業参加中は市民としての生活を意識し、地域のルールを守ること。
- (4) お試し住宅の利用終了時は室内を清掃し、次の利用者が使用できる環境を整えること。
- (5) その他事業参加に関し市長が必要と認める事項を遵守すること。

### (行為の制限)

第10条 参加者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第8号に掲げる行為に該当する場合であって身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を飼育するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 体験者以外の者を参加させること。
- (2) お試し住宅を、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。
- (3) お試し住宅を興行の用に供するために利用すること。
- (4) お試し住宅で展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) お試し住宅を宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。
- (6) お試し移住事業参加中において周辺の住民及び市民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、権利譲渡すること。
- (8) お試し住宅において犬、猫その他動物を飼育すること。
- (9) その他お試し移住事業の参加者としてふさわしくない行為をすること。

第3号様式（第5条関係）

甲州市滞在計画書

1. 日程表

参加日数	計 画 内 容
1 日 目	
2 日 目	
3 日 目	
4 日 目	
5 日 目	
6 日 目	
7 日 目	

2. 参加中特に体験・確認したい事項

--

（注意）

\*滞在中の予定行動計画を作成してください。

\*行動計画が分かるものであれば、別途作成したものを添付いただいてもかまいません。

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

甲州市お試し移住事業参加決定通知書

（宛先） 様

甲州市長



このことについて、 年 月 日付け参加申請（別紙写し）につき参加を決定したので通知します。

なお、参加期間中においては、下記の条件を遵守していただけますようお願いいたします。

- 参加条件
- （1）本事業の参加を通して甲州市への移住を検討すること
  - （2）誓約内容を遵守すること
  - （3）その他本事業所管課の指示に従うこと



年 月 日

宛先 甲州市長

住所  
報告者 氏名 ⑩  
電話

甲州市お試し移住事業参加報告書

甲州市お試し移住事業の参加について、次の通り報告します。

参加日程	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) ( 日間)							
参加者	No.	氏 名	性別	年齢	No.	氏 名	性別	年齢
	1				2			
	3				4			
	5				6			
	7				8			
参 加 状 況								
訪問先、体験内容等						経済活動※1		
1日目							市内 ( 円)	
							市外 ( 円)	
2日目							市内 ( 円)	
							市外 ( 円)	
3日目							市内 ( 円)	
							市外 ( 円)	
4日目							市内 ( 円)	
							市外 ( 円)	
5日目							市内 ( 円)	
							市外 ( 円)	
6日目							市内 ( 円)	
							市外 ( 円)	
7日目							市内 ( 円)	
							市外 ( 円)	
感 想・意 見								
甲州市への移住について								
①移住する    ②可能性が高い    ③引き続き検討する    ④可能性が低い    ⑤移住しない								

※1 経済活動の欄には事業参加中の支出金額をご記入ください。